

# 文部時報

昭和五十四年六月  
第一二二五号

## 特集 地域社会と文化

文化の時代……………梅棹 忠夫 4

▽てい談△

地域社会と文化活動……………8

(出席者) 黒川 紀章・山崎 正和・鈴木 勲

コミュニケーション施設と指導者……………松原 治郎 28

地域社会とスポーツ活動……………江橋慎四郎 36

「地域社会と文化に関する答申」について……………伊藤 正己 44

答申に当たって(中央教育審議会会長談話)……………52

中央教育審議会の答申を受けて(文部大臣談話)……………53

▽資料△

地域社会と文化について(答申)……………54

生涯教育に関する小委員会報告……………60

## 随想

壺庭・パティオ……………安嶋 彌 48

特別手記

中国の教育……………河野 石根 68

研究報告

「未完結問題」による算数・数学科の授業の提案……………沢田 利夫 80

連載(最終回)

世界の民族——世界の中の日本……………伊藤 幹治 89

文部省のまど

国際バカロレア資格を認定……………大学局大学課 85

児童・生徒の運動競技の基準を改正……………体育局体育課 86

中教審が「地域社会と文化について」答申……………大臣官房企画室 88

●外国だより(ジュネーブ)

林田 英樹……………65

●地域文化施設めぐり②

大分県立芸術会館……………76

文化財●持国天眷属像 (松島 建)

絵 画●岩橋英逸 蝕 (岩崎吉一)

表紙・カット 赤羽根秀一

# 文化の時代

梅棹忠夫

ちかごろ、「文化の時代」という言葉をよくきく。いいだしたのはだれか、わたしは知らない。

おもしろいことには、この言葉は、いわゆる文化人がつくって、その仲間うちに流布したものではなさそうである。なにか、文化関係の職業に従事している人たちの我田引水、あるいは職業的自己主張という印象もあたえかねないが、実際の用例を検討してみると、どうもそうではない。この言葉は、どうも、行政関係者のあいだで、政策立案の過程において、できたものではないかとおもわれる。そして、ジャーナリズムがそれをとらえ、ひろめた。

現在、大平首相の私的諮問機関として、政策研究会というのが進行している。メンバーは主として若手学者と各省庁の少壮官僚であるが、いくつかのグループにわかれて討議をかさねている。そのグループのひとつに「文化の時代」というのがある。あきらかに、政策のプロジェクトとして「文化の時代」をとらえているのである。

これは、かんがえようによっては、おどろくべきことといわねばなるまい。いままで、文化が重要な政策の柱になったことが、一どでもあったか。文化は、つねにかけ声ばかりで、現実の政策においては、いつでもあとまわし、あるいは、つてたりの立場にばかりたせられてきたのではないか。それが一躍、重要な政策課題として研究されることになったのである。文化は、これからわれわれ国民が追求すべき共通の努力目標となりつつある

のだろうか。文化は、ひとつの国家目標となりうるであろうか。

「なあと、こんどもかけ声だけサ」という、ひややかな反応ができてきそうである。そうかもしれない。わたし自身は、いくら楽観的で、こんどは何かができそうな気がしている。たしかに、何かがうごいているのである。何かがうごかねばならないような世の中になってきているのである。いよいよ文化の出番になってきた、とみるのは、やや希望的観測にすぎないであろうか。

## 二

明治以来、日本国家においては、文化はあきらかに軽視されてきた。文化がなかったわけではない。国民のあいだで、文化はおおいにさかえた。しかし、日本国家の重要政策として、文化がとりあげられたことはない。

重視とか軽視とかいうのは、要するに政策における優先順位の問題である。文化は、項目としてはおおきくとりあげられても、政策としての優先順位はひくいのである。政策としての優先順位とは、予算における優先順位である。国家財政のなかでの、事業資金配分計画の優先順位である。文化は、その順位がひくいのである。

その状況は、現在もおつづいている。今日の文化庁の予算は、総国家予算の〇・一パーセントにみたない。一千分の一の文化国家である。文化庁以外の、各省庁の文化関係予算を総計してみても、そのあまりの少額さにとだおどろくばかりである。

戦前は、ひたすらに軍事が優先した。戦後、日本は文化国家の宣言をしたはずである。文化をもって国家目標としたのである。しかし、現実には経済が優先した。文化はあとまわしとなった。さらに、福祉が優先し、環境行政が優先した。そして、つねに、教育さえも文化にはるかに優先した。しばしば「文教」という語がもちいられ、文化と教育は同質的なものとされる。しかし、教育と文化はしばしばライバルである。とくに、予算配分にあたっては、教育の圧倒的な優位のもとに、文化はつねに付随的、不急不要のものとされる。教育は、軍事にも

経済にも有用であるが、文化は、価値のカテゴリーがことなる。

文化軽視は、国家政策にとどまらない。国家予算における優先順位は、国民的価値体系における諸要素の順位にほぼ一致する。国民が、経済を優先的に選択し、文化を保留したのである。そしていま、その優先順位が、ひょっとしてかわるかもしれない、というところにさしかかっているのである。国家の政策においても、国民の意識においても、文化は浮上するかもしれないのである。文化を浮上させねばならぬさまざまな変化が、わたしたちの社会ではおこっているのである。「文化の時代」の到来というのは、まさにそのことをさしている。

### 三

何がかわったのであろうか。どこで変化がおこったのであろうか。

戦後の国家政策と国民の努力によって、わたしたちの社会は、経済的繁栄をもちえた。いま、その経済がゆきづまったために、文化に転進しようというのではない。じつは、その経済的成功が結果において「文化の時代」への道をひらいたのである。国民の生活水準はいちじるしくたかくなり、物質的には一応の充足をえたとかんがえていいであろう。国民の学歴はたかくなり、平均寿命はいちじるしくのびた。そして、その結果として、国民は全体としておびたしい自由時間を手にいれたのである。この自由時間を何によって充実させるか。そのつかい方は、まさに個人の「自由」である。国民は、さまざまな方法で、個性的に、そして自発的に、この人生における自由時間をすごそうとしているのである。ここに、文化に対する国民的欲求の基礎がある。

国家は、この欲求にこたえなければならぬ。国家は文化に介入すべきでないという議論がある。しかしすでに、文化は個人の問題だとして、しらぬ顔することはできなくなっているのだ。教育程度のたかい国民の精神的エネルギーと、その自由時間との相乗値、そしてその累積値の大きさを想像すれば、これはすでに容易ならぬことになりつつあることがわかる。

### 四

この巨大な社会的変化を、「文化」というような多義的で包括的な言葉であらわさなければならぬというのは、まったくもどかしいかぎりである。ここでいう文化とは、もちろん文化人類学で定義されているような、社会的伝承のすべてというほど、広汎なものではない。しかし、文化庁でとりあつかっているような、文化財保護と高級芸術文化というほど、せまいものでもない。ここでいう文化とは、国民がその日常生活のなかで、自己を充実させ、向上をはかるためにおこなう、自発的でないとなみのすべて、とでもいっておこうか。

現実には、国民の日常生活における文化活動は、三本の柱によって展開する。第一は、知的活動を主とする教養あるいは趣味の学習である。第二は、情的活動を主とする芸術の鑑賞と創造である。第三は、肉体的活動を主とするスポーツである。

したがって、国家が国民に対して提供しなければならない行政サービスも、主としてこの三つの柱にそって展開されるであろう。具体的な施設としては、第一に、図書館、博物館の建設、第二に、美術館、劇場、音楽堂の建設、第三に、各種スポーツ施設の建設である。それも、すべて国民の日常生活に密着していなければならないから、各地域にさまざまなレベルのものが必要なのである。

ここで、ハードウェアが先かソフトウェアが先かという議論を展開する余裕はないが、わたし自身は、行政の仕事としては、まず、各種文化施設の大量の建設を旨とすべきであるとかんがえている。ハードウェアが提供されれば、そのつかい方は国民がかんがえる。「文化の時代」は、具体的には「文化施設建設の時代」であるべきであろう。「文化の時代」が単なるかけ声におわるか、日本文明史におけるあたらしいページになりうるかは、これらの文化施設の建設にどれだけの予算を優先的にみとめるかということにかかっている。注目してなりゆきをみよう。

編 集 後 記

◇我が国は、今日の経済的豊かさを基盤にして、最近では国民の間に生きがいや心の豊かさを求め、文化を重視する傾向が強まっております。

このような時期に、教育、学術、文化に関する基本的な重要施策を調査審議する中央教育審議会が、文化の問題を地域社会との関連で初めて取り上げ、答申を行った意義は極めて大きいので、今月号ではこの問題を中心に特集しました。

梅棹先生の論文によって、文化の時代々の意味するところを、また、伊藤先生の論文、山崎、黒川両先生に御出席いただいた『てい談』は、中教審がなぜこの問題に取り組むこととしたか等々、答申の内容をよく理解していただくうえで極めて示唆に富むものとなっております。

◇また、生涯教育の考え方も、今日、文教上の重要な課題となっており、これについても中教審は、現時点における審議の結果をまとめ、報告しておりますので、併せて掲載しました。

◇次号は、養護学校義務制の実施について特集します。

MEJ 61 月刊 「文部時報」 6月号 第1225号

文 部 省

著作権  
所 有

昭和54年6月5日 印刷  
昭和54年6月10日 発行

発行所 株式会社ぎょうせい  
本 社 東京都中央区銀座7丁目4番12号  
(郵便番号 104)  
(営業所) 東京都新宿区西五軒町52番地  
(郵便番号 162)  
電話 東京 (268) 2141 (代表)  
振替口座 東京 9-161番  
印刷所 株式会社 行政学会印刷所

定価 200円 (〒33円)

年間購読料 2400円 (〒共)

- \* ただし、増大号、臨時号の場合は別に代金を申し受けます
- \* なお、購読の申し込みは、直接営業所またはもよりの書店にお願いします